

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

株式会社オプトホールディング
代表取締役社長 グループ CEO 鉢嶺 登
コーポレートサポート室 日下部 敬

当社は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利
確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」
という。)等に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ス
tock・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられる
ため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有
償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける
労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプシ
ョン会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。
この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

1. 有償新株予約権を付与する取引は報酬制度ではなく投資制度である

当社は、2013 年に取締役及び従業員に対して有償新株予約権を付与しているが、当該
新株予約権の発行に際しては、弁護士・監査法人・評価専門家とも相談し、当該取引が
報酬ではなく当社が発行する新株予約権に対して従業員等が投資する制度であること
について特段の異議はなく、会計処理についても投資制度として金融商品に準じた会計処
理を行うことについても問題ないものとされていた。

当事者の認識としても、当社は付与対象者である従業員等に対しては、当社の新株予
約権への投資制度として説明を行っており、有償新株予約権を付与する取引を報酬とし
て捉えていた者は存在しないはずである。これを一方的に「労働や職務執行サービスの
対価」として決めつけることは、当社の発行意図とも異なるし、自らの資金負担を伴っ
て当社の業績及び株価の向上可能性に対して投資することを決断した従業員等の思いを
否定するものであり、とても納得できるものではない。

2. 適正な時価によって発行された取引には報酬性はないはずである

公開草案においては、その適用範囲について、市場価格がない新株予約権を対象としており、市場価格のあるものについては、適用対象外としている。

これに対して、公開草案の考え方は、権利確定時点での失効見積もりが変更され払込価額と評価額に差が生じる場合にはインセンティブ効果があることを理由として、報酬性があるものとして考えるとの整理である。

この考えに立脚すれば、仮に新株予約権に市場価格があったとしても、払込価額と評価額（市場価格）に差が生じる場合には報酬性のあるものとして扱われなければ整合性が取れないはずである。これは、結局のところ、割安価格での新株予約権の付与を論拠とした報酬性の判断であるものと理解しているが、この考え方に立脚すれば、市場価格が存在しない場合であっても、合理的に算定された価額（時価）として認められる価格をもって取引されているものについては、同様に適用範囲外とすべきである。

なお、当社の発行した新株予約権は、その発行に際して当社から独立した算定機関に新株予約権の公正価格の算出を依頼し、当該金額にて払込価額を決定したものである。当該金額については、監査法人からも金額の妥当性について専門部署による確認を受けており、当該金額が割安価格ではない旨のコメントをいただいている。そのため、本論点にて懸念されるような割安価格での発行には該当せず、本件を報酬として認識すべきではないと考える。

また、仮に、新株予約権に市場価格があることが「追加的サービス対価でないことを立証できる場合」に該当するということであれば、専門家を起用して価値を算出した価額にて発行された場合においても同様のことが言えるはずである。評価額に「一定の幅がある」ということを理由にする場合には、その幅が合理的な範囲内に収まっている場合には報酬性も否定されるという理解でよいのかご教示いただきたい。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

上記質問1の回答のとおり、有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく投資としての性格を有するものであり、これを報酬取引と混同した取り扱いを行うべきではないもの

と考える。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

上記質問1の回答のとおり、有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく投資としての性格を有するものであり、これを報酬取引と混同した取り扱いを行うべきではないものとする。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意できない。遡及適用を原則とする旨の記載は削除すべきである。

【理由】

本公開草案では、公表日より前に有償新株予約権を付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用すること原則とされている（第31項）。

当社は、2013年に有償新株予約権の付与を行っているため経過措置を適用できるものと認識しているが、当社の会計監査人である監査法人からは遡及適用が原則とされていることを理由として、経過措置の適用を認めない旨の指導を受けている。

遡及適用を原則とする旨の記載があることによって実質的に経過措置の適用を阻害されている実情を考慮いただき、本実務対応報告の定める会計処理と従来の会計処理の継続できるとする経過措置については原則・例外という表記ではなく、実務対応報告の公表日より前に付与されたことを条件とする並列的な扱いとすべきである。

また、仮に当社において遡及適用を求められた場合には、過年度に権利行使されている分については、資本金等の額を遡及的に修正する必要があると理解しているが、その場合の会社法上等の諸規則との整合性が不明確であるため、それらについて論点を整理してい

ただきたい。

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】本公開草案の検討経緯について

ストック・オプション会計基準の導入時のパブリックコメントにおいて、本件と類似する取引(新株予約権の譲渡により結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引)がストック・オプション会計基準の適用外とされていた。

当該取引は、未公開会社で公開準備中である企業が、会社がオーナー社長に有償で適正な時価にて新株予約権を発行し、当該オーナー社長が当該新株予約権を従業員に同額で譲渡する取引であり、オーナー社長を仲介することを除けば、本件スキームと同様の取引であった。当時のASBJは、当該質問に対して「従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた」と回答している。

当社は、従業員に対して有償で新株予約権を割り当てているが、会計処理にあたっては上記の回答を参照した上で、当該取引が「従業員が新株予約権を購入する取引」であると判断したものである。当社は、当該考え方を支持しており、当該取引を労働の対価として付与した取引とは考えていない。この点、本公開草案における考え方は、本実務対応報告は当該コメントの考え方を改めるものであるか、ご回答をいただきたい。仮に、本公開草案が従来の会計処理の考え方を改めるものであれば、「取り扱いが不明確であった」という説明ではなく、「取り扱いを整理し改めるものである」と明記すべきである。

なお、本公開草案 11 項では、「当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」と述べているが、当社としては上記のコメントにより実務上の不明確さはないものと理解していたことを付記させていただきたい。当社のような既存の導入企業が「取り扱いが不明確な取引」を実行したような印象を与えないよう配慮すべきである。

【意見】未公開企業の取り扱い

本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、未公開企業にも適用されるものと理解してよいか。

そして、未公開企業にも公開草案が適用される場合、ストック・オプション会計基準における未公開企業における取扱い(13 項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解してよいか。仮に当該方法が認められないとなると、ストック・オプションを無償で発行された場合と有償で発行された場合で取り扱いが異なるものとされる理由を明示すべきである。

【意見】本公開草案の適用により業績条件の達成可否が異なる場合の取り扱い

本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合（＝費用計上の結果として業績目標未達になる場合）には、はどのように考えるべきか。ご教示いただきたい。

例えば、公開草案における設例において、X4年3月期の業績目標（10億円）の達成が見込まれることにより、当該期において株式報酬費用が78,600千円計上されているが、ここでいう業績目標の達成の可否の判断は、株式報酬費用の計上を考慮して10.786億円の達成が見込まれているかを判断すべきかをご教示いただきたい。

以 上